

令和3年度県政広報テレビ番組制作・放送委託業者選定 企画プロポーザル実施要領

1 企画プロポーザルの目的

県民の理解と協力に基づく開かれた行政を運営するためには、県政情報を県民に提供する必要がある。その手段の一つとして、テレビ媒体を通じ、県の重要施策や主要事業等について広報活動を行っていく必要がある。

その際、番組の制作・放送を委託する必要があることから、企画プロポーザルを行い、企画内容や表現技術等を審査することにより、当該事業の目的や内容を着実かつ効果的に遂行できる業者を選定する。

2 企画プロポーザルの課題

「県の施策や事業、お知らせなどを、県民の視点で分かりやすく伝えるとともに、見た人の印象に残るようなクリエイティブな番組」

3 作業スケジュール

- 令和3年3月 8日(月)・・・参加申込書等の提出締切
- 令和3年3月18日(木)・・・企画書の提出
- 令和3年3月25日(木)・・・プレゼンテーション、審査会の実施（変更の場合あり）
- 令和3年4月 1日(木)・・・契約・制作業務スタート

4 参加申込書等の提出

- (1) 期限・・・令和3年3月8日(月) 午後4時(時間厳守)
- (2) 提出先・・・知事公室広報課 担当：長嶺
- (3) 提出物・・・参加申込書（様式1）、広報テレビ番組制作体制等状況調書（様式2）、共同企業体協定書（様式3）、会社の概要及び事業実績、誓約書（様式4）

5 プロポーザル参加資格確認結果の通知

日時・・・令和3年3月10日（水）までに通知を行う

6 企画書の提出

- (1) 期限・・・令和2年3月18日(木) 午後4時(時間厳守)
- (2) 提出先・・・知事公室広報課 担当：長嶺
- (3) 部数・・・8部

7 プレゼンテーションの実施

- (1) 日時：令和3年3月25日(木) 13時30分～16時00分
 - *プレゼンテーションを行う順番は、後日連絡する。
 - *プレゼンテーションにおける各社の持ち時間は25分。
そのうち説明時間は15分程度とし、残り時間は質疑応答等とする。
 - 各プレゼンテーション間に5分間のインターバルを設ける。
 - *諸事情により日時が変更となる場合あり。
- (2) 場所：県庁5階記者会見室
(各社の開始時間約5分前に会議室前で待機)

- (3) 注意事項：提出された企画書に基づいて説明すること。
なお、事前に提出された企画書以外の資料をプレゼンテーション時に用いることは出来ない。

8 企画書の要件等

- (1) 番組の内容
別紙「令和3年度県政広報テレビ番組制作・放送に関する仕様書」参照
- (2) 企画書
沖縄県では広報テレビ番組を通じ、県の行う施策や事業、お知らせなど沖縄県が推進するSDGsと関連させ県民視点で伝わりやすく、かつ、視聴者の印象に残り関心を高め、行動を促していきたいと考えている。以上の点を踏まえ、下記の項目について提案すること。
- (3) レギュラー番組
ア. 番組コンセプト、番組構成・演出
イ. キャスティング・出演者プロフィール
ウ. インフォメーションコーナーのデザイン
エ. 制作体制（広報テレビ番組制作体制等状況調書（様式2）にて説明を行うこと。）

9 企画書の体裁等

- (1) 原則としてA4版、左綴りとする。（ただし、グラフ・表等は、必要に応じてA3版にして折り込むなど、理解しやすいように適宜、工夫すること。）
- (2) 1部のみ企画書表紙下部中央に各社与えられた番号と社名を表示すること。残り7部については、表紙を含む企画書内に社名の表示を行わず、インデックス（27mm×34mm）に与えられた番号を付し、A4版縦置き右側に貼付する。貼付する位置は、与えられた番号順に若い方から30mmおきとする。
（例：番号5の業者は、企画書の右側上から30mm×4=120mmの位置にインデックス上部がくるように貼付する）
なお、左端は、綴りやすいようにパンチ穴を2つあけること。
- (3) 広報テレビ番組制作体制等状況調書（様式2）
企画書表紙下部中央に各社与えられた番号と社名を付した1部のみ、様式の記載事項全てを記入し、残り7部は太線枠部分に記載をしないものとする。

10 審査の方法

- (1) 審査員は、各社のプレゼンテーションにおける説明等を踏まえ、審査シートに得点を記入し、順位を決める。
- (2) 各審査員が付けた順位に基づき、当該業務の委託業者を決定する。
- (3) 審査会の詳細は、別途定める審査会実施要領に基づく。
- (4) なお、参加者が1者のみであった場合にも、審査会において企画書に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

1.1 提示金額 33,600,000円（うち、消費税及び地方消費税 3,054,546円）

1.2 質問及び回答について

- (1) 質問方法・・・文書、FAXにより提出すること。（様式5）
- (2) 期間・・・令和3年3月2日（火）（午後4時）まで

- (3) 回答・・・期間中に提出のあった質問事項に対する回答を令和3年3月3日(水)までにホームページにて回答を行う。

1.3 その他

- (1) 企画プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画書は、原則として審査会終了後も返却しない。ただし、業者から4月1日までに要求があった場合は、1部を残し返却するものとする。
- (3) プロポーザル審査において1位となった企画書については、原則として、希望者は審査会終了後、広報課において閲覧することができる。
- (4) 令和3年度県政広報テレビ番組制作・放送委託事業は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。よって、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
- (5) 採用予定となった企画書については、選定者との協議の上、若干変更することがある。ただし、レギュラー番組におけるメインキャスター・リポーター等の番組構成の重要部分の変更は除く。
- (6) 採用後に制作された番組の著作権については県に帰属する。
- (7) その他番組制作等に関して疑義が生じた場合は、県と委託業者とで別途協議する。

問い合わせ先：沖縄県知事公室広報課

担当:長嶺

TEL:866-2020 FAX:866-2467